

一般社団法人 日本パン技術研究所「JIB WEBメンバー」規約

第1章 総則

第1条（メンバー規約）

本規約は、日本パン技術研究所(以下「パン技研」という)が運営する、日本パン技術研究所「JIB WEBメンバー」の会員に適用します。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は、以下の通りとします。

(1)「会員」とは、以下のいずれかの条件を満たし、本規約に同意した上で、本規約第2章に定める手続に従ってJIB WEBメンバーへの入会を申し込み、パン技研がその提供するサービス(以下「本サービス」という)の利用を承諾した会員資格者（個人）をいいます。また、「メンバー」とは不特定多数の会員のことをいいます。

- ・ベーカリーに所属する個人
- ・製パン原料あるいは製パン機械などパン関連業界に所属する個人
- ・パン技研本科100日コース卒業生や各種教育コース利用の修了生や参加者個人
- ・製パン教室主宰や教室受講生、およびパンに興味を持っている個人
- ・その他、パン技研が適切と判断する個人

(2) 会員としてパン技研から提供をうけるサービスは以下のものをいいます。

- ・パン技研企業会員企業向けに公開しているレシピデータベースの利用サービス
- ・パン技研企業会員企業向けに公開している技術資料データベースの利用サービス
- ・パン技研企業会員企業向けに割引しているアドバンスコース（発酵種・冷凍生地・リテイルベーカリー製パン技術教育コース）の割引サービス
- ・株式会社J・I・Bが発行している雑誌Painの無償提供サービス
- ・年間に1回程度開催予定のJIB WEBメンバー対象セミナー（以下「講習会」という）に参加する権利（JIB WEBメンバー対象セミナーについては、別途、参加費が必用となります。）

(3)「入会希望者」とは、会員になることを希望する者のことをいいます。

(4)「メンバー情報」とは、会員が入会申込時にパン技研へ届け出た住所等の情報のことをいいます。

(5)「認証情報」とは、会員を他の会員と区別して認識するためのID及びパスワードのことをいいます。

(6)「著作物」とは、会員が本サービスを利用して入手するデータ、情報、文章、写真、イラスト、画像その他一切の著作物のことをいいます。

(7)「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、年齢、その他の記述により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）をいいます。

第3条（規約の変更）

1. パン技研は、会員の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は変更後の本規約によるものとします。
2. 変更後の本規約は、パン技研が別途定める場合を除いて、WEBサイト上に表示された時点から効力を生じるものとします。

第2章 会員登録と失効

第4条（入会の申込）

1. 入会希望者は、パン技研指定の方法（ホームページ中の申し込みページに必要事項を記載し送信）により入会申込を行うものとします。
2. 入会希望者は、入会の申込を行った時点で本規約の内容に対して同意したものとみなします。

第5条（審査、承認通知）

1. パン技研は入会希望者による入会申込がなされた場合、必要な審査、手続等を経た後に入会を承認するかどうかを決定します。
2. 前項の審査により入会の承認を決定した場合、パン技研はその旨を申込者から指定されたメールアドレス宛に通知すると同時に、年会費の振込み先、その他必要な手続きを通知します。

3. 会員費用（以下「会費」という）の振込み、および入会時に関連する手続きが完了した時点で、会員に登録し、レシピデータベース及び技術資料データベースの閲覧に必要となるパスワードを通知します。
4. サービスのうち、雑誌Painについては登録翌月より配送となります。ただし、登録が月末になった場合は、雑誌Painの発送を委託会社に依頼する関係上、翌々月からの発送となる場合もあります。

第6条（申込の不承認）

1. パン技研は前条の審査の結果、入会希望者が以下のいずれかに該当することが分かった場合、その方の入会申込を承認しないことがあります。
 - (1) 入会希望者が実在しないこと
 - (2) 入会申込時の手続き書類に不備があった場合
 - (3) 日本国内の金融機関に口座を持っていない場合
 - (4) 入会申込時の申告事項に虚偽記載等があった場合
 - (5) 本規約の違反等により、過去に強制退会又は会員申込の不承諾を受けたことがある場合
 - (6) その他パン技研が入会を承認することを不適切と判断する事由があった場合
2. 入会申込を承認しないことによって入会希望者に不利益が生じたとしても、パン技研は当該入会希望者に対して一切責任を負わず、また入会を承認しない理由について、パン技研は当該入会希望者に説明及び開示する義務を負いません。

第7条（利用料金と契約手続き時の申込者の義務）

1. 本サービスの会費は、別途パン技研が定めるとおりとします。
(2017年3月1日施行開始時より、金額変更連絡があるまでの間の年会費は12,000円／消費税抜きとします。)
2. 年会費の契約期間は3月1日～翌年2月末日までとし、申込初年度は契約開始月～2月末日までの請求となります。次年度から1年間毎の年会費を請求します。
3. 会員は、会費およびこれにかかる消費税等相当額を、パン技研から請求された請求額に従い、指定する期日までに、指定する方法により、指定の金融機関に支払うものとします。これらの支払に要する費用の振り込み手数料などは、会員が負担することとします。
4. 入会翌年度以降の会費支払い方法は口座振替とし、所定の口座振替依頼書（申し込み時にパン技研から返信されるメールに添付されていますので、PDFを印刷する）に必要事項を記入、捺印（金融機関届出印）し、パン技研に郵便書留で送付することとします。また、預金口座の名義人は申込者本人の銀行預金口座に限定します。この口座振替依頼書の送付手続きは入会に必要であり、本手続

きが無い場合は、入会を承認しません。（自動引き落とし決済の委託先は、MUFG三菱UFJファイター株式会社となります）

5. 口座振替依頼書をパン技研に送付する際の送付手段は郵便書留とします。大切な個人の銀行口座情報が書かれているため、申込者は情報漏洩防止に努めるよう心がけ、安易な簡易郵送や宅配業者によるダイレクトメールなどは避け、万が一、所定の手段以外の送付によって、情報が第三者に漏れた場合、パン技研は一切の責を負いません。
6. 登録次年度以降（初年度契約月～2月の翌年1年間）の年会費は、前年度契約終了月の2月20日前後（休日等の関係で前後します）に引き落としとなります。この引き落としにかかる口座振替手数料（275円/消費税抜き）は会員負担とします。なお、初年度申込が1月～2月の場合、次年度の年会費の支払いについて、手続き上口座振替手続き処理が間に合わないため、次年度の年会費請求について銀行振込みをお願いする場合があります。
7. パン技研は、会員より支払われた会費を、いかなる事由においても返還しないものとします。
8. 新規入会時（株式会社J・I・Bと雑誌Painの年間購読契約を行っていない場合）の初年度の会費は、入会申込翌月から、更新月の2月末日までの期間の月割りとする。（月額1,000円/消費税抜き×契約月数）
9. 既に株式会社J・I・Bと雑誌Painの年間購読契約を行っている場合、株式会社J・I・Bからパン技研に契約を切り替えるに当たって、会員は申込時に雑誌Painの年間購読終了月を明記すると同時に、その時の初年度の会費は雑誌Painの契約最終月の翌月から会員更新月（2月末日）までの不足額（月額500円/消費税抜き×契約終了翌月～2月までの月数）に、会員登録月から更新月（2月末日）までの月割りのサービス料金（500円/消費税抜き×2月末日までの月数）を合計した金額とする。
10. 提供サービスに含まれる講習会への参加について、登録者数が一定以上になった時点で、適宜パン技研のホームページ上で開催要領を告知し、参加申込はWEB上で申込を受付けます。受付は定員になり次第締め切ります。なお参加できる権利は受講料の入金を確認した時点で発生するものとします。また、参加できる権利の譲渡（代理参加）はできません。

第8条（メンバーの地位の譲渡等禁止）

1. 会員は、メンバーとしての地位に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡したり、第三者と共有したり、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為をしたりすることはできないものとします。
2. 第8条の違反が判った場合、パン技研はその時点で当該会員をメンバーから退会させます。また、その後のメンバーへの入会は認めません。

第9条（メンバー情報の変更）

1. 会員は、登録情報に変更があった場合には、速やかにパン技研に変更の連絡をするものとします。
2. 前項の届出がなされないことにより会員が不利益（例えば雑誌Painが届かないなど）を被ったとしても、パン技研は一切の責任を負いません。

第10条（パン技研からの通知）

1. パン技研は、パン技研が適当と判断する方法（個人宛メールなど）により、申込者および会員に対し随時必要な事項を通知することがあります。
2. 前項の通知は、新規申込時や更新時の入金のお知らせ、本人特定のための確認などの通知であり、これらの通知はパン技研から直接通知します。
3. パン技研からの金銭の請求は、新規申込時、契約更新時の銀行の残高不足、および不定期で開催される講習会開催前の参加費の請求のみであり、それ以外において、金銭の請求を行なうことはありません。万が一、それ以外で金銭の請求があった場合には、会員は請求の妥当性確認のためパン技研に問い合わせを行う義務を負うこととします。

第11条（退会）

1. 会員が退会しようとする場合は、会員はパン技研にメール（アドレス：dbq@jibt.com）にて退会の連絡を行い、パン技研が当該退会申込みを受領した旨の連絡を会員に行った日をもって退会したものとみなします。
2. 契約年次途中で退会の申し入れがあった場合、退会月は契約年次の最終月で退会とします。年会費の月割計算や日割計算による退会後の差額金額の返還は行いません。

第12条（会員資格の失効）

1. 申込時あるいは更新契約時において、パン技研からの通知記載の期限までに入金、（あるいは代金の引き落とし）を確認できない場合、その期限をもって、契約中止の効力を生じるものとします。
2. 2年目以降の更新契約時の年会費の支払いは、会員がメンバー申し込み時に申告した口座振替依頼書記載の指定銀行口座から2月末に自動で引き落とされます。この時に引き落とされる金額は、年会費と手数料（手数料：275円/消費税抜き）になります。この時、指定銀行口座の残高が不足し引き落としが無効な場合、パン技研から「引き落としができなかった」旨の通知（メール）が会員に送られます。この場合、指定されたパン技研の銀行口座に、指定した期間内（メール通知後およそ1週間）に振込みが無い場合は、契約更新は為されなかったものとみなし、退会となります。

第3章 会員の責務

第13条（利用環境の整備）

1. 会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器、環境を自己の責任と費用負担において整備するものとします。
2. 会員は自己の利用環境に応じ、コンピューターウイルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等についてセキュリティを整備するものとします。
3. 会員の利用環境の整備及び整備の不備により会員に生じた不利益に関し、パン技研は一切責任を負いません。

第14条（登録IDおよびパスワード情報の管理）

1. 会員は、認証情報を自己の責任において管理し、不正利用の防止に努めるものとします。
2. 会員は、認証情報を第三者に開示したり、譲渡または貸与しないものとします。
3. 会員は、認証情報を紛失、盗用あるいは不正使用が判明した場合は直ちにパン技研に申し出た上で、パン技研の指示に従うものとします。
4. 認証情報が第三者に利用または変更されたことによって会員が不利益を被った場合であっても、パン技研は一切責任を負わないものとします。

第15条（自己責任）

1. 会員は、サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責任を負います。
2. 会員は、本サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、問い合わせ、クレーム等があった場合および紛争が生じた場合には、自己の責任と費用負担をもってこれらを処理解決するものとします。
3. 悪意を持った第三者からパン技研や株式会社J・I・B、MUFG三菱UFJファクター株式会社になりすまして、金銭を請求してくる場合も想定されます。この場合、会員はこのようなトラブルに巻き込まれないよう相当の注意を払う義務を負います。万が一、このようなケースに遭遇した場合、会員はパン技研に報告し、パン技研とともに早急に問題の解決に協力する義務を負います。

第16条（著作権の保護）

1. 著作物に関する著作権の一切は、パン技研を含む権利者（例えば講演会の演者など）に帰属し、会員は得られた情報を二時的な利用目的（出版、講演、講習、知的所有権出願など）で著作物を複製、販売、改竄、頒布、転載・転用、公衆送信等の行為することは、パン技研およびその他の権利者の

書面による事前の承諾がない限り、その媒体の如何を問わずして二次利用してはならないものとします。

2. 会員は前項に違反する行為を第三者にさせてはならないものとします。
3. 会員は、パン技研およびその他の権利者から著作権の利用の許可を得た場合においても、情報の出典元を明記し、その明記した講習会等の資料を後日パン技研に提出することを求めます。

第4章 サービスの変更

第17条 (変更)

1. パン技研は会員への事前の通知なくして、本サービスの内容等を変更することがあります。
2. パン技研は前項の変更について一切責任を負いません。

第18条 (規約の遵守)

会員は、本サービスの利用に際し、本規約を遵守するものとします。

第5章 サービスの中断及び終了

第19条 (中断)

1. パン技研は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 本サービス提供のために使用される設備の保守を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、地震等の天災地変、停電等、パン技研の責に帰すべき事由に基づかずに本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) その他運用上又は技術上、パン技研が本サービスの一時的な中断が必要であると判断した場合
2. パン技研は前項各号のいずれか、又はその他の事由により本サービスの全部又は一部の提供に遅延又は中断が生じても、これに起因して会員又は第三者が被った不利益に関し、本規約で特に定める場合を除き一切責任を負いません。

第20条 (終了)

1. パン技研は、ホームページ上において事前の通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
2. パン技研は、本サービスの提供の終了において、前項の手続を経ることで終了に伴う責任を免れるものとします。

第6章 会員情報、個人情報の扱い

第21条（メンバー情報、個人情報）

1. パン技研は、個人情報について「個人情報保護法」に準拠し、適切に取り扱うものとします。
2. パン技研は、会員情報及び個人情報を以下の各号および次項に掲げる利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) 本サービス提供のため
 - (2) 本サービスのコンテンツの維持、改善、向上を図る目的で利用状況の統計処理、分析を行うため
 - (3) 個人情報の取扱いに関する同意を求める目的で電子メール、郵便等を送付し、または電話するため
 - (4) その他会員から得られた同意の範囲内で利用するため
3. パン技研は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で会員情報および個人情報の取扱いを委託先（雑誌Painの出版会社や、その代理店）に委託することができるものとします。
4. パン技研は法律の定めに基づき開示、提供を要求された場合、および生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合には、必要な範囲で会員情報および個人情報を開示、提供することがあります。

第7章 責任

第22条（規約違反に対する処分等）

1. パン技研は、会員が本規約の各条項の一つに違反、またはその恐れがあると判断し、相当の期間を定めて催告しても当該事実が是正されないときは、会員に対する何等の通知催告なしに会員資格の一時停止、または強制退会等の処分をすることがあります。

2. パン技研は、前項によって生じたパン技研に対する損害について賠償を請求することがあります。
この場合、会員は直ちにパン技研に対する債務の全額を支払わなければならないものとします。
3. パン技研は、前項の処分によって会員に生じた不利益について一切の責任を負いません。

第23条（免責）

1. パン技研は、パン技研が提供する本サービスにおけるデータ、情報等の完全性、正確性、有用性等について一切責任を負いません。
2. パン技研は、本サービスの利用により発生した会員の不利益（第三者との間で生じたトラブルに起因する不利益を含む）に対し、会員が本規約を遵守したか否かを問わず、一切責任を負いません。
3. パン技研は、本サービスを提供できなかったことにより発生した会員及び第三者の不利益に対し、一切責任を負いません。

第8章 その他

第24条（準拠法）

本規約は日本法に準拠するものとします。

第25条（その他）

本規約に定めがなく、かつパン技研が別に定めるところが存しない場合、または本サービスに関して会員とパン技研との間で紛争が生じた場合には、会員とパン技研は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

付則 この会則は2018年2月より施行する。